

令和6年11月25日

「破産管財人等特殊口座開設手数料」及び
「後見制度支援預金口座開設手数料」の新設について

当金庫は、令和7年1月6日（月）より下記のとおり手数料を新設いたしますので、お知らせいたします。

今後とも一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和7年1月6日（月）

2. 新設する手数料

(1) 破産管財人等特殊口座開設手数料

対 象 口 座	次に準ずる名義で作成された口座 破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、 相続財産預かり口、不在者財産管理人、遺言執行者、 遺言整理受任者、遺産承継人
手数料金額	1口座につき11,000円（消費税込み）

※上記の他、法に基づく専門的な資格を有する者を代理人として管理用に開設する口座も対象といたします。

※既存口座から名義変更する場合も対象といたします。

(2) 後見制度支援預金口座開設手数料

対 象 口 座	後見制度支援預金
手数料金額	1口座につき11,000円（消費税込み）

3. 手数料の申し受け方法

口座開設時に窓口にてお支払いいただきます。

以 上